

保育園等支給認定の手引き

4月から保育園・認定こども園・地域型保育施設（以下、保育園等という。）を利用する場合は、下記のとおり支給認定申請の受付を行いますので、必ず期限内に手続きをしてください。

受付場所・受付期間

●受付期間（先着順ではありません。）

11月1日～30日（※土日祝日除く）

※上記期間を過ぎる場合は、大川市福祉事務所児童保育係までご連絡ください。

●受付場所

- ・新しく保育園・認定こども園を利用される場合……………大川市福祉事務所児童保育係
- ・引き続き保育園・認定こども園を利用される場合……………保育園・認定こども園

支給認定申請時に必要な書類

下記の書類を全て揃えて提出してください。用紙は、市役所及び保育園・認定こども園等に準備しています。また、市ホームページからもダウンロード出来ます。

① 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書 兼 保育施設利用申込書

- ・保育園等を利用する場合、利用のための支給認定を受けて頂きます。支給認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの区分に分けられます。
- ・保育園等を利用するには、2号または3号認定を受けて頂く必要があります。

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用施設
1号	満3歳以上	教育のみを希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 保育園などでの保育を希望する場合	保育園、認定こども園
3号	満3歳未満		保育園、認定こども園、地域型保育施設

② 保育を必要とする証明書（1号不要）

次のうち、父・母それぞれ該当する分を提出してください。

（※ただし、選考となる場合は、後日、同居祖父母の分まで提出頂く場合があります。）

勤務証明書等については、押印がない場合でも受け付けます。（記載内容に不備がある場合など、証明事項について、担当職員が確認させていただく場合もあります。）

	保育を必要とする理由	証明する書類
1	就労している	○就労証明書
2	出産予定である（産前8週） 育児をしている（産後8週）	○保育を必要とする申告書 ○母子手帳の写し（表紙及び出産（予定）日の確認ができるところ）
3	病気・障がいがある	○保育を必要とする申告書 ○診断書または障害者手帳等の写し
4	親族の介護・看護をしている	○保育を必要とする申告書 ○要介護（看護）者の介護健康保険証または診断書等の写し
5	学校に通っている	○保育を必要とする申告書 ○学生証、在学証明書、合格通知書などの写し
6	求職活動（起業準備を含む）をしている	○誓約書（ただし、入所後90日以内に勤務証明書を再提出）

7	虐待やDVの恐れがある	○保育を必要とする申告書
8	育児休業中の継続利用	○就労(就労予定)証明書 ○保育を必要とする申告書

提出された書類により、「保育の必要な事由」に該当するかを判定し、保育の必要量を「**保育標準時間**」利用と「**保育短時間**」利用に認定します。

《就労の場合》	就労時間	保育の必要量 (1日の利用時間)	保育料
保育標準時間	月 120 時間以上	最長 11 時間/日	「保育標準時間」利用料金
保育短時間	月 60 時間以上 120 時間未満	最長 8 時間/日	「保育短時間」利用料金

《就労以外の場合》 ※保育の必要量と保育料は上記と同様。

- ・「保育標準時間」利用…妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV
- ・「保育短時間」利用…求職活動（起業準備を含む）、育児休業時に既に入所しているこどもの継続利用

③ 個人番号（マイナンバー）届出書（新規のみ）

マイナンバー制度が平成28年1月1日より開始となり、子ども・子育て支援制度においてもマイナンバーの記入が必要となります。保育園等入所申請書類として、マイナンバーの届出書が必要となりますので、利用申込児童及びその家族(同居)のマイナンバーの記入をお願いします。

④ 保育料減免措置に伴う書類

下記の項目にあてはまる場合、保育料減額の対象となる場合があります。適用を受ける方は、証明となる書類（写し）を提出してください。（ただし、ひとり親家庭及び在宅障がい者世帯は、住民税の額によっては減免の対象とならない場合があります。）

適用される世帯	証明となる書類
生活保護世帯	生活保護受給証
ひとり親家庭	児童扶養手当証書・ひとり親医療証・戸籍謄本
在宅障がい者がいる	障害者手帳

入所までのスケジュール（予定）

- 11 月 1 日～30 日 書類を揃えて市役所または保育園等に提出する。（市役所による利用調整）
- 2 月下旬 市役所から「支給認定証」と「入所承諾通知書」が届く。
- 4 月 1 日 入所日
- 4 月初旬 「保育料決定通知書」が届く。



《お 問 い 合 わ せ》

大川市 福祉事務所 児童保育係

☎ 0944-85-5535（直通）

